「電気通信番号規則の一部改正等について」
に対する意見及びその考え方

（意見募集期間：令和7年12月10日（水）～令和8年1月13日（火）
案件番号：145210614）

意見提出　8件　（法人：3件、個人：5件）

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	株式会社 NTT ドコモ
5	ソフトバンク株式会社
6	KDDI 株式会社
7	個人4
8	個人5

・電気通信番号規則の一部改正について

意見	考え方	修正の有無
（１）総論		
意見１ ●　制度改正に賛同。		
○　私は、電気通信番号規則の一部改正等について賛成です。 なぜなら、特殊詐欺を防ぐ構造として機能すると思うからです。 【個人４】	○　賛同の御意見として承ります。	無
意見２ ●　制度改正に賛同。 ●　制度運用について、実運用を担う企業が負担を受けないよう、総務省において免許の取消しやサービス停止の運用を強化することを求める。		
○　制度改正に賛同します。そのうえで制度運用に関しては、番号計画の実運用を担う企業が与信等の負担を受けないよう、総務省側で免許取消しあるいはサービス停止の運用をより強化するよう求めます。総務省の制度変更により、卸売業者はいくらでも生まれる状況にあり、それにより詐欺被害が増加していることを認識していただきたいです。 【個人３】	○　賛同の御意見として承ります。 ○　運用に関する御意見は、参考とさせていただきます。	無
意見３ ●　制度見直しについて、趣旨に賛同し、前向きに対応していく。 ●　みなし認定事業者については、犯罪抑制の実効性の観点から、継続的な検証が必要。 ●　本施策による犯罪抑制効果が十分に得られない場合には、正当な事業者への負担のみが累積するおそれがある。適正な事業運営を行う事業者の過度な負担とならないよう配慮しつつ、必要に応じた見直し検討を要望する。		
○　当社としては、電話番号の犯罪利用対策の強化を目的とした本制度見直しについて、その趣旨に賛同し、前向きに対応していく考えであります。 本改正は、特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役	○　賛同の御意見として承ります。 ○　みなし認定事業者に対して、一律に国が事前確認等の関与を行うことは、多様な電気通信事業者が電気通信サービスを	無

意見	考え方	修正の有無
務の提供を受ける事業者から供給されているという構造を踏まえ、卸元となる番号指定事業者および認定事業者に対して、卸先事業者の確認義務や提出書類の追加（役員一覧や住民票）等が求められている一方で、みなし認定事業者は、従来どおり総務省による事前確認や関与が行われない制度設計となっております。この点については、犯罪抑制の実効性の観点から、継続的な検証が必要であると考えております。 　また、適正な手続きを行い継続的に事業を行っている事業者ほど、確認や事務対応に係る運用負担が増加する構造となっており、本施策による犯罪抑制効果が十分に得られない場合には、正当な事業者への負担のみが累積するおそれがあります。 　今後におかれては、みなし認定事業者に対して直接総務省から確認（役員一覧や住民票等）をする等、制度全体の在り方について、適正な事業者の過度な負担とならないよう配慮しつつ、必要に応じた見直しを検討いただくことを要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】	円滑に提供できるよう、電気通信番号を使用するための手続を迅速化するという制度の観点から、現時点においては想定しておりませんが、みなし認定事業者であっても電気通信事業法に基づく義務内容等に変わりはなく、電気通信番号の不正な利用が認められた場合には厳格に対処することが適当であると考えます。 ○　ご指摘の適正な事業運営を行う事業者の負担については、過度な負担とならないよう配慮しつつ、改正法の施行状況や犯罪利用の実態等を踏まえ、必要に応じ、制度の実効性と事業者負担のバランスの見直しの検討を行うことが適当であると考えます。	
（２）電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備について		
意見４ ●　電話契約に住民票の提出を求めるのは、海外旅行者等が日本で電話契約をするのを妨げるのではないか。防犯と称して、差別的・排外的な規制にならないことを求める。		
○　防犯上の理由による 電話契約の規制と見るが、電話契約に 住民票の提出を義務付けるのは、海外旅行者などが 日本での電話契約をするのを 妨げるのではないか? 　この様な使用を考えれば、住所が無い者でも 契約可能であるべきだ。 　住民票ではなく、「本人確認書類」とすべきだろう。 　防犯と称して、差別的・排外的な規制にならぬ様求める。 【個人１】	○　本改正は、電気通信事業者に対し、電気通信番号使用計画の認定申請の添付書類として、欠格事由への該当有無の確認のために、住民票の提出を義務付けるものであって、電話契約を行う際に一般消費者に対し住民票の提出を求めるものではありません。	無

意見	考え方	修正の有無
意見５ ●　改正の方向性について賛同。 ●　添付書類として示される住民票については、記載内容が最新であれば、取得時期を問わない運用としてほしい。		
○　電気通信番号規則の一部改正により、電気通信番号が悪意を持った事業者に悪用されることを抑止でき、利用者が安心・安全に利用できる環境構築に資するため、改正の方向性に賛同いたします 　電気通信番号使用計画認定における添付書類を追加し、提出を義務化することで詐欺罪等処罰歴の確認を強化する点は、特殊詐欺防止に有効と考えます 　一方、添付書類として示されている「住民票（本籍の記載のあるものに限る）」について、記載内容が最新であれば、その住民票の取得時期を問わない運用としていただくことを要望します 【株式会社 NTT ドコモ】	○　賛同の御意見として承ります。 ○　電気通信番号使用計画の認定申請の添付書類として提出を求める住民票については、本籍の記載など詐欺罪等での処罰歴の確認に必要な記載内容が最新のものであれば足りるものであると考えます。なお、実務上、画一的に発行有効期限を設けることなどは不要と考えます。	無
意見６ ●　第６条第３項第１号について、預金等に係る不当契約の取締に関する法律を引用する必要はないのではないか。これでは、消費者金融会社やクレジットカード会社が含まれないと解されるおそれがあり、妥当でない。		
○　改正後電気通信番号規則第 6 条第 3 項第 1 号について、「その他不正の方法」という大雑把な規定になっていることから、わざわざ預金等に係る不当契約の取締に関する法律を引用しなくてもよいのではないか？ 　これでは、消費者金融会社やクレジットカード会社が含まれないと解されるおそれがあり、妥当でない。 【個人２】	○　本規定では、官公職や金融機関の従業者になりすます行為を「例示」として挙げつつ、それ以外の欺罔手段については「その他不正の方法」という包括的な規定を設けています。 　預金等に係る不当契約の取締に関する法律を引用したのは、最も一般的な銀行職員等を騙る事案における「金融機関」の定義を明確にするものです。 　ご指摘の消費者金融会社やクレジットカード会社等の従業者になりすまして行	無

意見	考え方	修正の有無
	う行為は、「その他不正の方法」に該当し、また、窃取の対象についても、「預貯金の引出用のカードその他これらに類するもの」と規定していることから、クレジットカード等は「これらに類するもの」として対象となると考えます。	
（３）卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備について		
意見７ ●　確認義務を履行した結果、役務提供を拒否する又は提供番号数の制限を行うことは、電気通信事業法第 121 条（提供義務）への違反には該当しないという理解でよいか。		
○　今般の省令等の改正に基づき確認義務を履行した結果、役務提供を拒否する又は提供番号数の制限を行うことは電気通信事業法第 121 条（提供義務）への違反には該当しないという理解でよろしいでしょうか。 【KDDI 株式会社】	○　改正後の電気通信事業法第 50 条の７の規定に基づき、卸先事業者の確認を行った上で、当該卸先事業者が同条各号に掲げる要件に該当しないことを理由に電気通信役務の提供を拒否又は制限することは、同法第 121 条への違反には該当しないと考えます。	無
（４）その他		
意見８ ●　電気通信番号使用計画の様式について、電気通信設備の設置場所を市区町村単位で記載することが困難な場合に、設置場所の概要を記載することを許容する改正について賛同。		
○　昨今ではパブリッククラウドの活用など、設備設置の態様も多様化してきている状況と認識しております。そのため、設備設置場所を市区町村単位で記載することが困難な場合に、設置場所の概要を記載することを許容する改正について賛同致します。 【KDDI 株式会社】	○　賛同の御意見として承ります。	無
意見９ ●　省令案を支持。		

意見	考え方	修正の有無
●　電話番号枯渇対策として固定電話と携帯電話の番号区別を廃止し、併用・混在を認める抜本改革を優先すべき。		
○　省令案を支持しますが、電話番号枯渇対策として固定電話と携帯電話の番号区別を廃止し、併用・混在を認める抜本改革を優先すべきです。 　固定電話は一般家庭から消えつつあり（加入率 20%未満、総務省 2025 年データ）、番号資源の無駄です。市外局番を携帯番号にも付けられるようにし、桁数バラバラでも併用可能にすれば、枯渇問題は大幅緩和されます。一気に変える必要なく、既存ユーザーはそのまま、新規は選択制で進めれば混乱なし。他国のように区別をなくせば効率的です。規制強化や審査厳格化はイタチごっこで、国民負担増大だけです。通信は根幹インフラなので、金儲け優先を終わらせ、公共料金化（月 3,000 円以下上限）と合わせて改革してください。省令案に抜本改革を反映を求めます。 【個人５】	○　賛同の御意見として承ります。 ○　電話番号枯渇対策については、御意見として承ります。なお、固定電話番号は、番号指定事業者に義務を課し、地理的識別性や社会的信頼性を担保しており、その識別性等の維持は引き続き重要であると考えております。	無

・電気通信番号計画の一部変更について

意見	考え方	修正の有無
意見１ ●　データ伝送携帯電話番号を携帯移動地球局で利用できる形への改正について賛同。		
○　衛星直接通信サービスの M2M 用途等への適用拡大に資するため、データ伝送携帯電話番号を携帯移動地球局で利用できる形への改正について賛同致します。 【KDDI 株式会社】	○　賛同の御意見として承ります。	無